

個人住民税における現年課税化について

目次

1. これまでの検討状況	2
2. 令和5年度における検討の方向性	6
3. 今後のスケジュール	21
参考資料	23

1. これまでの検討状況

個人住民税検討会における現年課税に関する検討の経過

- 平成18年度
 - ・ 現年課税化により期待される効果及び問題点
 - ・ 導入する場合に考えられる方向性
- 平成20年度
 - ・ 源泉徴収義務者の事務負担等の現状
 - ・ 源泉徴収義務者等の事務負担の軽減の方策
- 平成21・22年度
 - ・ 源泉住民税制度・予定納税制度の導入 ※最終的に市町村が税額を確定し精算
- 平成23年度
 - ・ 所得税方式、市町村精算方式、予定納税方式(現行制度を維持し、希望する者のみ予定納税を認めるもの)
- 平成24年度
 - ・ 源泉徴収・特別徴収に係る給与支払者の事務負担の現状調査
 - ・ 所得税方式、市町村精算方式の中間的な案(市町村ごとに異なる事項は納税義務者が申告)の事務負担の変化
- 平成25年度
 - ・ 所得税方式、市町村精算方式における事務負担
- 平成26年度
 - ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者における懸念事項
- 平成27年度
 - ・ マイナンバー導入と現年課税化(マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担)
- 平成28年度
 - ・ 切替年度の税負担のあり方
- 平成29年度
 - ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者の事務負担と企業におけるIT化の状況
- 平成30年度
 - ・ マイナンバーカード・マイナポータルの利活用、企業におけるIT化の状況
- 令和元年度
 - ・ 市町村精算方式
(所得税と同様の源泉徴収制度としつつ、給与支払報告書情報等に基づき、市町村が最終的な税額決定・精算)
- 令和2年度
 - ・ 企業における年末調整事務の負担、住所地団体の把握や源泉徴収税額の納付、市町村における還付・追徴事務の負担、課税データを活用している各種制度への影響
- 令和3年度
 - ・ 過去の議論を踏まえた検討
- 令和4年度
 - ・ 切替年度における税負担に係る課題
 - ・ 現年課税化に係るデジタル化の状況

現年課税化に係る個人住民税検討会報告書(3ヶ年分抜粋)

【令和2年度 個人住民税検討会報告書】

5 今後の検討について

(略)

これまで本検討会においては、様々な角度から個人住民税の現年課税化について議論を続けてきたところであるが、今後、より具体的な検討を進めるためには、現在、急速に進んでいる企業や市町村におけるデジタル化、マイナンバーカードの普及などについて一定の進捗が見られた機会を捉え、制度的・実務的な課題、企業や市町村におけるシステム改修の必要性等について議論を行うことが適当と考える。

また、その他の課題として、切替年度における納税義務者の税負担の課題についても引き続き留意すべきであり、納税義務者の税負担に大きく影響を与えることから、過去の本検討会における検討結果も踏まえて、十分な議論が必要である。

【令和3年度 個人住民税検討会報告書】

3 今後の検討について

(略)

個人住民税の現年課税化に向けた検討については、以上のようなことを踏まえつつ、納税義務者における負担の増加等に関する課題、企業における年末調整等における事務負担に関する課題、市町村における課税事務に関する課題等について、過去の検討状況も踏まえて、今後も十分な議論を行うことが必要であると考える。

【令和4年度 個人住民税検討会報告書】

3 今後の検討について

(略)

今後は、これまでの本検討会における課題の整理を踏まえつつ、行政手続や企業事務のデジタル化の更なる進展を見据え、それにより関係者の事務負担の増加を抑えながら制度移行ができないか、そのためにはどのような技術的な対応が必要なのかといった観点も含めながら、関係者の意見をよく伺いながら検討を深めていく必要がある。

現年課税化についての主な課題

- これまで本検討会においては、現年課税化に向けた以下のような課題について、特に、企業や市町村における事務負担の軽減に関する議論を行ってきた。

企業等

- ・ 納税団体の確定を市町村ではなく企業が行うこととなるため、**年初時点の住所を正確に把握する作業と責任が生じる。**
※ 年の途中で雇用された者について、年初時点の住所を正確に把握できるか。特に雇用者の出入りが多い業種にとって、大きな負担となるのではないか。
- ・ 所得税に加え、各従業員の**毎月の給与額に応じた住民税額を計算し、年初時点の各従業員の住所地市町村に納付する事務が生じる。**
- ・ **年末には、各従業員の人的控除申告を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う(年末調整)事務が生じる。**
- ・ 報酬や原稿料等の支払時に、住民税についても源泉徴収することが必要となると考えられ、**報酬等を受ける者の年初時点の住所を正確に把握し、住所地市町村に納付する事務が新たに生じる。**

市町村

- ・ (年税額と源泉住民税額との差が生じるため)**市町村において追徴・還付事務が発生。**

納税義務者

- ・ **現年課税への切替時に、移行前年の所得と移行年の所得の2年分の課税が発生。**
※ 1年分の納税で良い仕組みとする場合には、所得の発生年度を調整することが可能な所得(例:有価証券、不動産)について、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えるのではないかな等の課題が生じる。

2. 令和5年度における検討の方向性

令和5年度における現年課税化の検討の方向性

- これまでの個人住民税検討会では、「所得税方式」と「市町村精算方式」を中心に現年課税化の実現策について検討を行ってきたが、制度移行時の課題として、特に、特別徴収義務者である企業や課税実務を行う地方団体それぞれにおける事務負担の増加等が課題として指摘されている。
 - 「所得税方式」では、企業において、以下のような課題が生じる。
 - ・ 各従業員の年初時点の住所を正確に把握する事務が生じること
 - ・ 毎月の給与額に応じた住民税額を計算する事務が生じること
 - ・ 各従業員の住所地市町村に納付する事務が生じること
 - ・ 所得税に加えて、個人住民税についても年末調整の事務が生じること
 - ・ 報酬や原稿料等についても、上記と同様の事務が生じること
 - 「市町村精算方式」においても、市町村において、年税額と源泉住民税額との差が生じることに伴う追徴・還付事務が発生する。
- 現年課税化の実現に当たっては、関係者それぞれに過重な事務負担が生じないようにすることが極めて重要であるため、令和5年度個人住民税検討会においては、これまでの検討の成果を踏まえながら、
 - ・ 現在の賦課・徴収の流れを確認した上で（➤8～11ページ）、制度や手続一つ一つについて現年課税化を行う場合の論点・課題を洗い出しつつ、
 - ・ 昨今の、デジタル化に伴う個人の課税所得の捕捉等に係る状況変化（➤12～17ページ）を踏まえたうえで、どのような制度的・技術的な対応案が考えられるか、また、対応案に係るメリットや課題について、検討を深めることとしてはどうか。

【現行制度】 個人住民税の特別徴収の流れ(給与所得の場合)

N年1月

(1/1)N年賦課期日

(4月~5月)
 確定申告情報や給与支払報告書情報等を氏名・住所等で名寄せし、個人の課税所得等を確定させた上で、個人住民税額を算定

個人の課税情報を他分野で活用

給与所得者のN年1月1日住所地市町村

税務署

①年末調整(N-1年分所得)
 ・(N-1年)源泉徴収票
 ・税額精算
 ・下記申告書
 → ただし、省令上、企業は申告書を7年間保管するのみであり、税務署へは提出しない。
 ※1月末まで

②扶養親族等申告書
 (N年1月1日時点の住所・扶養親族等の情報)
 ※当該年の最初の給与支払日まで
 → ただし、省令上、企業は申告書を7年間保管するのみであり、市町村へは提出しない。
 ③給与支払報告書
 (N-1年中に支払った支払総額) ※1月末まで

情報連携
 税務署

⑤特別徴収税額通知
 (特徴義務者用・納税義務者用)
 ※5月末まで

⑥従業員の特別徴収税額を納付
 ※6月分~翌5月分まで

企業等

企業等

①年末調整(N-1年分所得)
 ・扶養控除等(異動)申告書
 ・基礎控除申告書
 ・配偶者控除等申告書
 ・所得金額調整控除申告書
 ・保険料控除申告書
 ・住宅借入金等特別控除申告書

②同上

④確定申告(N-1年分所得)
 ・医療費控除など年末調整しきれなかったもの
 ・税額精算
 ※3月15日まで

⑤特別徴収税額通知
 (納税義務者用)

⑥特別徴収分を差し引いた給与を支払
 ※6月分~翌5月分まで

給与所得者

→ : 個人住民税 → : 所得税

【現行制度】 個人住民税の特別徴収の流れ(年金所得の場合)

N年1月

(1/1)N年賦課期日

(4月~5月)

確定申告情報や年金支払報告書情報等を氏名・住所等で名寄せし、個人の課税所得等を確定させた上で、個人住民税額を算定

個人の課税情報を他分野で活用

年金所得者のN年1月1日住所地市町村

税務署

- ①年末調整(N-1年分所得)
・(N-1年)源泉徴収票
・税額精算
・下記申告書
→ ただし、省令上、企業は申告書を7年間保管するのみであり、税務署へは提出しない。
※1月末まで

- ②扶養親族等申告書
(N年1月1日時点の住所・扶養親族等の情報)
※当該年の最初の年金支払日まで
→ ただし、省令上、企業は申告書を7年間保管するのみであり、市町村へは提出しない。
③公的年金等支払報告書
(N-1年中に支払った支払総額) ※1月末まで

情報連携

税務署

- ⑤対象者抽出・通知(N年4月1日現在の年金受給者)
※5月25日まで

本人に直接送付

- ⑥特別徴収税額通知
※6月頃

- ⑦対象者情報及び特別徴収税額通知の送付
※7月末まで

- ⑧特別徴収税額を納付
※徴収月の翌月10日まで

年金保険者

- ①年末調整(N-1年分所得)
・扶養控除等(異動)申告書
・基礎控除申告書
・配偶者控除等申告書
・所得金額調整控除申告書
・保険料控除申告書
・住宅借入金等特別控除申告書

②同上

- ④確定申告(N-1年分所得)
・医療費控除など年末調整しきれなかったもの
・税額精算
※3月15日まで

年金保険者

- 公的年金からの特別徴収
・4月・6月・8月分【仮徴収】
→前年度分の年税額の1/2に相当する額の1/3ずつ徴収
・10月・12月・翌2月分【本徴収】
→年税額から仮徴収分を控除した額の1/3ずつ徴収

- ⑧特別徴収分を差し引いた年金を支払
※偶数(月年6回)

年金所得者(65歳以上)

※65歳未満の年金所得者は、普通徴収又は給与からの特別徴収による

→ : 個人住民税 → : 所得税

【現行制度】 個人住民税の普通徴収の流れ

N年1月

(1/1)賦課期日

(4月~5月)

確定申告情報を氏名・住所等で名寄せし、
個人の課税所得等を確定させた上で、個人
住民税額を算定

個人の課税情報を
他分野で活用

N年1月1日住所地市町村

情報連携

税務署

①確定申告
(N-1年分所得)
※3月15日まで

又は

①住民税申告
※3月中旬

②納税通知書
※6月頃

③納付
(地方税法上は、
6月・8月・10月・翌1月)

納税義務者

→ : 個人住民税 → : 所得税

【現行制度】情報の収集・管理(市町村の税務部局による個人所得課税情報の名寄せ)

○ 市町村の税務部局は、様々な資料や独自調査等による情報を名寄せして、納税義務者の課税情報を把握しており、こうして把握した課税情報は、各種社会保障制度等の他分野において活用されている。

市町村の税務部局

【課税資料】

給与支払報告書※1
約5,100万人※2

提出

※1 税務署への源泉徴収票の提出を要しないとされている支払金額500万円以下(一部例外あり)の場合も、市町村には提出。

※2 給与収入のある者のうち納税義務者の数

公的年金等支払報告書※3
約1,300万人※4

提出

※3 税務署への源泉徴収票の提出を要しないとされている支払金額60万円以下(一部例外あり)の場合も、市町村には提出。

※4 公的年金収入のある者のうち納税義務者の数

確定申告書【写し】
約2,200万人

税務署から入手

住民税申告書

提出

(国税庁から電子データで送信される)
報酬・配当・利子等の法定調書 ※5

税務署から入手

※5 次の5種類の法定調書。①利子等の支払調書、②報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、③配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤公的年金等の源泉徴収票

氏名・住所・生年月日・マイナンバー等により
名寄せ・突合・調査

【独自調査等による情報】

○所得控除に係る調査による情報

扶養控除・配偶者控除等の対象要件の調査など

○法定調書等の各種課税資料の調査による情報

国税庁から電子データで送信される法定調書以外のものに係る調査など

○給与支払報告書未提出事業所の調査による情報

未提出事業所に対する聴き取り・実地調査など

○申告書未提出者の調査による情報

申告書未提出者に対する聴き取り・実地調査など

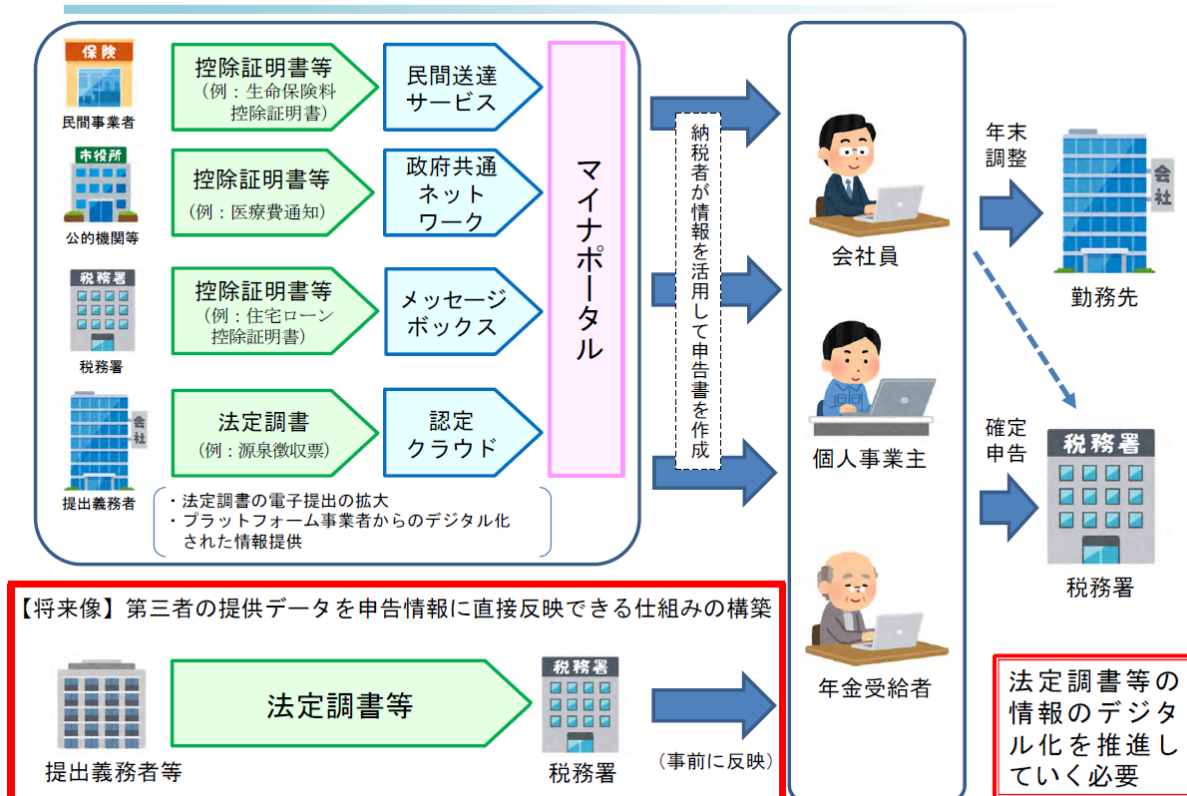
- ・ 扶養親族が控除対象要件を満たしているかなどの情報を確認できる。
- ・ 市町村と税務署の間で、新たに捕捉した所得情報等については相互に情報交換

経済社会のデジタル化に伴う個人の課税所得の捕捉等に係る状況変化

- 当該年度の個人の課税所得は、納税者が自ら、収入額や控除額の計算に必要な情報を収集し、原則、確定申告を行うことで確定するが、現在、これらの情報が、当該納税者に対し支払等を行った企業や公的機関等から電子データとして税務当局・マイナポータルに提供され、納税者の利便性・申告内容の適正性の向上に繋げる検討が進められている。
- また、eLTAXを通じた個人住民税の電子申告や、国税・地方税間の更なる情報連携に向けた検討も進められている。
- 今年度の検討会においては、これまでの議論を踏まえつつ、上記のような状況変化を念頭に置いたうえで、個人住民税の現年課税化について議論をいただきたい。

■ 政府税調・第8回納税環境整備に関する専門家会合・財務省資料(令和4年10月19日)

第三者から提供された電子情報の活用



構想1：税務署に行かずにできる「確定申告（納付・還付）」（申告の簡便化）

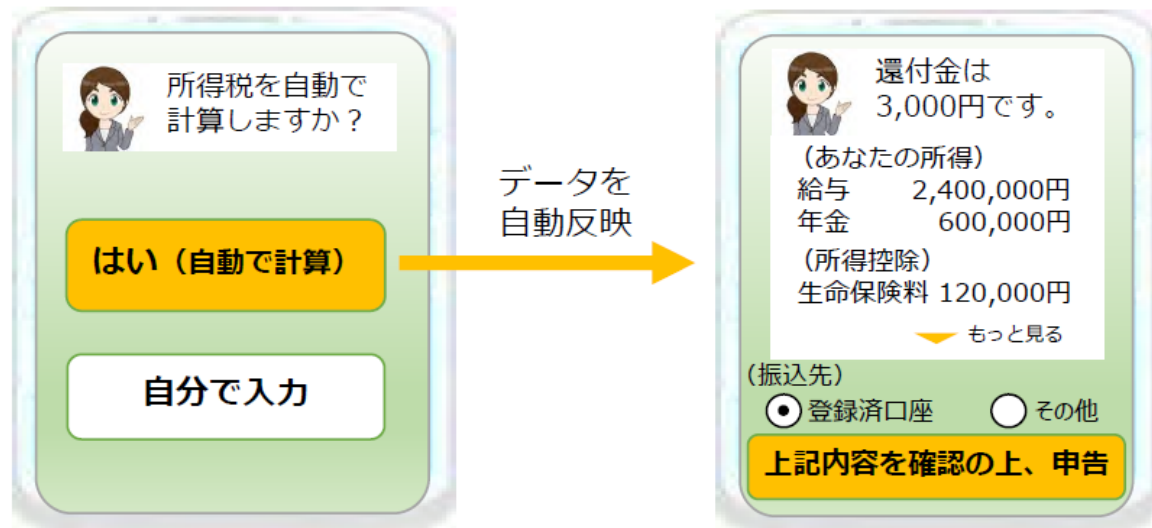
確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みの実現を目指します。

(現状：税務署に行く場合)

- ① 申告に必要な情報を入手・整理
(例)
・源泉徴収票（給与・年金）
・生命保険料控除証明書 等
※ほとんどが紙で交付
- ② 税務署（申告相談会場）を往訪
※確定申告期は混雑
- ③ 申告データを作成するシステム
(国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」)に必要な事項を個々に入力
※還付金振込口座は毎年入力
- ④ e-Taxで申告データを送信

(将来のイメージ)

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択
- ③ 内容を確認の上、申告



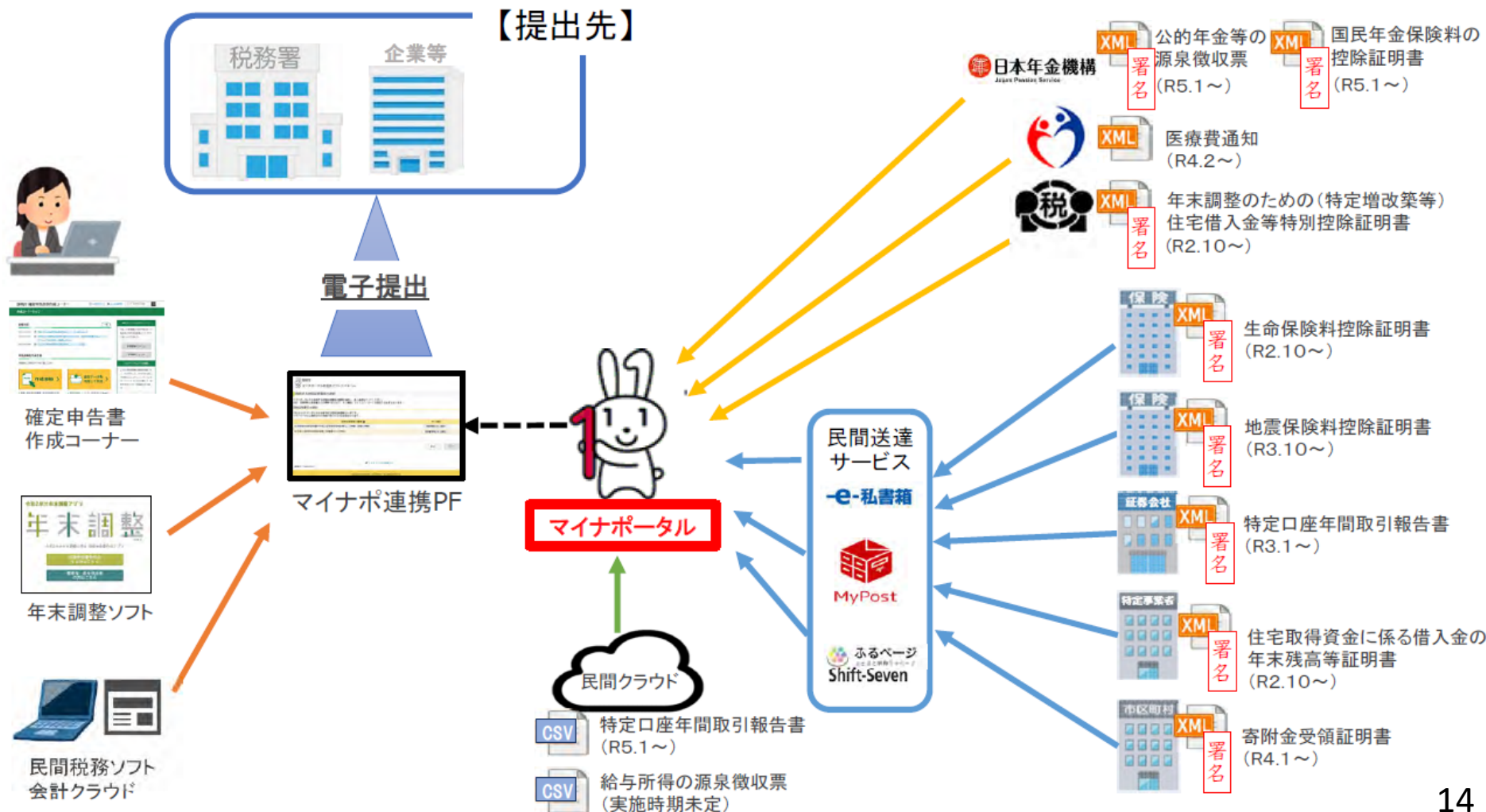
※個々の項目や還付金振込口座の入力は不要
(振替納税を利用すれば納付も自動に)

(注)

- ・ 国税庁では、マイナポータルを通じて入手したデータを申告データに自動的に取り込む仕組みの整備を進めています。
(既に取込可能：生命保険料、特定口座取引等。令和4年～：損害保険料、ふるさと納税等)
- ・ 必要な全てのデータを自動的に取り込むためには、データ交付の普及（発行者の協力）やシステムの刷新等が必要になります。
- ・ 国税庁の提供する「年調ソフト」を利用すれば、年末調整関係書類についても必要なデータを自動的に取り込むことが可能です。

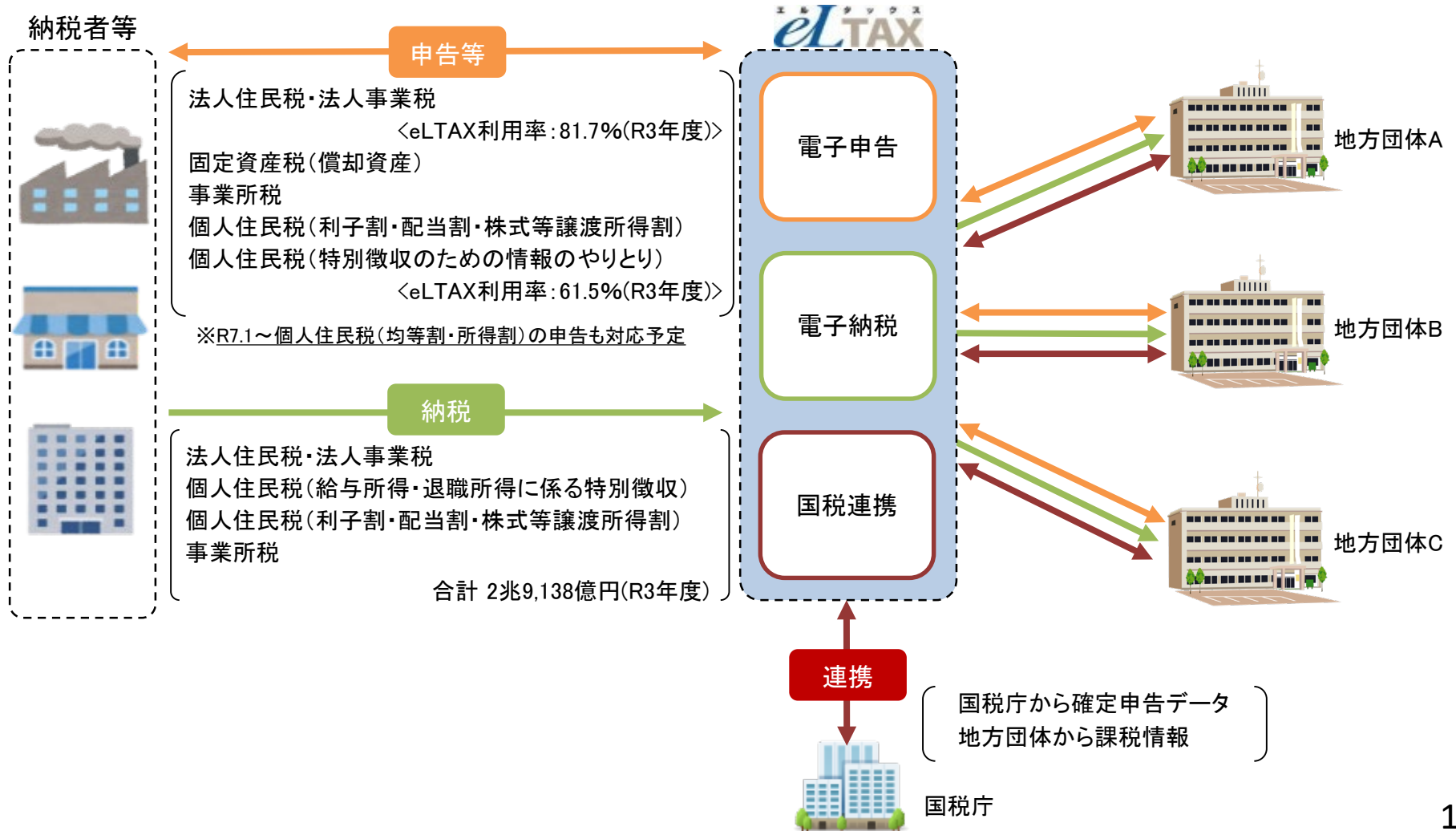
マイナポータル連携の推進【現状】

- 国税庁においてはこれまで、官民の情報連携の基盤として、マイナポータル連携を推進してきた。
- 令和5年1月からは、1年分の医療費通知のほか、公的年金等の源泉徴収票と国民年金保険料の控除証明書が新たに連携対象として追加される予定。



eLTAX（エルタックス）について

- eLTAXは、インターネットを利用して地方税に係る手続を電子的に行うシステム。
- 複数団体に対する電子申告・電子納税を一括で行うことができるほか、地方団体と国税当局間の情報連携に活用。



国税庁→地方団体

- **所得税確定申告書の国税庁から地方団体へのデータ送信(平成23年1月～)**
→ 所得税確定申告書に記載されている所得金額等の情報を提供
- **法定調書の国税庁から市区町村へのデータ送信(平成25年5月～)**
→ 国税庁に提出された法定調書のうち、利子・配当等の支払調書等の情報を提供
- **源泉徴収義務者情報の市区町村へのデータ送信(平成29年6月～)**
→ 市区町村における特別徴収義務者の把握に資するよう、源泉徴収義務者の名称・所在地等の情報を提供
- **法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出の地方団体へのデータ送信(令和2年3月～)**
→ 国税庁にe-Taxで提出された法人納税者の開廃業・異動届等について、地方団体にも情報を提供
- **法人税申告時に提出された財務諸表の地方団体へのデータ送信(令和2年4月～)**
→ 国税庁にe-Taxで提出された法人税関係書類としての財務諸表等について、地方団体にも情報を提供
- **法人税情報(法人名簿情報・申告決議情報等)の地方団体へのデータ送信(令和2年11月～)**
→ 国税庁が保有する法人税情報について、地方団体に情報を提供



地方団体→国税庁

- **扶養是正情報等の市区町村から国税庁へのデータ送信(平成25年6月～)**
→ 市区町村において有している所得控除や合計所得金額の変更に係る情報を国税庁に提供
- **市区町村で受理した所得税確定申告書の情報の国税庁への引継(平成29年1月～)**
→ 市区町村において受理した所得税確定申告書の情報を国税庁に電子的に提供



上記のほか、給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票の電子的提出の一元化(平成29年1月～)を行っている。
→ 支払報告書と源泉徴収票を統一的なレイアウトで作成し、eLTAXを通して提出することで、支払報告書が市町村に、源泉徴収票が税務署に提出される。

国税地方税の情報連携の拡充等について

- 国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化・電子化に向け、現在、国税庁と総務省、地方税共同機構において、国税からeLTAXを通じて送付される申告書や法定調書等の情報の拡充を検討中。
- また、税務署及び地方団体の双方において、現在、税務情報等の照会業務を書面により行っていたり、直接、事務所等に赴いて資料を閲覧しているという現状があるため、上記情報連携の拡充とともに、照会業務のオンライン化について検討中。

■デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日・閣議決定)【抜粋】

[No. 9-10] 国税地方税連携の推進

- ・ 国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を目指し、平成23年度（2011年度）以降、国税・地方税当局間で情報連携の仕組みを構築し、所得税・法人税申告書、法定調書等の情報について、その対象となる情報の拡大を図りつつ、連携を実施してきたところ。
- ・ 一方で、連携システムの対象外となっている情報については、引き続き、書面による照会・回答や、実地による閲覧等で対応しており、国税・地方税当局双方の事務負担となっている。
- ・ 令和8年度（2026年度）に予定している国税情報システム（国税総合管理システム（KSK）と国税電子申告・納税システム（e-Tax））及び地方税のオンライン手続のためのシステム（eLTAX）の刷新・改修や、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組を踏まえ、費用対効果を考慮した上で、当該仕組みの連携対象情報の更なる範囲拡大を検討するとともに、国税・地方税当局間での個別照会・回答業務のデジタル化を目指す。

■現在、国税庁と調整中の連携項目

1. 法人税関係

対象書類(例)	連携方法
書面の申告書(各種別表・付表を含む)	書類により異なる (イメージ+データ or イメージのみ)
書面の申告添付書類(財務諸表や有価証券の内訳書など)	
上記以外の書類(申告期限延長申請書や出資関係図など)	

2. 所得税関係

対象書類(例)	連携方法
書面の申告書(所得内訳書、収支内訳書、青色申告決算書等を含む)	書類により異なる (イメージ+データ or イメージのみ)
書面の申請書や届出書(所得税の申告等の期限延長申請書、個人事業の開業・廃業等届出書など)	
上記以外の書類(生命保険契約等の一時金の支払調書など)	

個人住民税の課税・徴収に必要なことの整理

○ 個人住民税を適切に課税・徴収するために必要なことは以下のとおり。

1. 納税義務者・納付先団体の設定（誰が・どこへ）

→ 現在、1月1日時点で住所を有する者が、当該市町村に対し、道府県民税分もあわせて納付。

2. 納税義務者の所得情報・世帯情報等を基礎とした税額の設定（いくら）

→ 現在、国税に提出された確定申告書等をもとに、市町村が税額を確定（均等割＋所得割）。

→ その際、納税義務者と生計を一にする配偶者や扶養親族などの世帯情報（構成人数、年齢、障害の有無、これらの者に係る前年所得など）も必要。

3. 課税・徴税方式の設定（どのように）

→ 賦課課税方式（市町村において税額を計算。納税義務者・特別徴収義務者での計算は不要。地方団体独自の減免等も賦課のタイミングで可能。R6年度から森林環境税も合わせて賦課徴収）。

→ 普通徴収 及び 特別徴収（給与所得者については納税義務者数・税額とも9割超が特別徴収方式）

4. 納期の設定（いつまでに）

→ 普通徴収であれば、年4回納付（6月末・8月末・10月末・1月末。条例により別に設定可能）。

特別徴収（給与所得・年金所得）であれば、各月分を給与等から特別徴収し、翌月10日までに納入。

論点

前ページまでの内容を踏まえ、個人住民税の現年課税化については、どのような課題・実現方法等が考えられるか。

検討の視点

1. 納税義務者・納付先団体の設定（誰が・どこへ）関係

- ・ 複数の地方団体からの課税を防止するためには、全国統一的な基準が必要。
- ・ 「1月1日住所地市町村」以外の案はあるか。複数の基準を設定すると課税関係が複雑化しないか。
- ・ 所得税とは非課税限度額等で差異がある中、どう納税義務者等を把握するか。
- ・ 特別徴収義務者(企業等)は納付先市町村をどう特定するか。特に、講演・原稿執筆等を依頼する場合や短期間アルバイトを雇用する場合など、都度、納付先を把握し、納付する事務負担をどう考えるか。

2. 納税義務者の所得情報・世帯情報等を基礎とした税額の設定（いくら）関係

- ・ N年の課税所得は、確定申告(N+1年3月15日まで(原則))によって初めて確定する中、デジタル技術の活用も踏まえつつ、N年の個人住民税額をどう確定させるか。
- ・ 現在、市町村において、氏名・住所・マイナンバー等をもとに名寄せをしたうえで、個人の課税情報を把握し、当該情報は社会保障制度等の他分野で活用されていることとの関係をどう考えるか。
- ・ 地方団体独自の超過課税・減免等について、いつ、どのように反映させるか。
- ・ 毎年の特別徴収税額をどう設定するか。

検討の視点

3. 課税・徴税方式の設定(どのように)関係

- ・ 仮に、所得税と同様の課税方法とした場合、納税義務者・特別徴収義務者に生じる年末調整等の事務について、どう負担軽減を図るか。
また、その場合、現在、個人住民税が源泉徴収されていない所得について、どう取り扱うか。
- ・ 所得の確定に伴い生じる、各地方団体の追徴・還付等の事務について、どう負担軽減を図るか。
- ・ 予定納税制度、平均課税など、現行所得税のみに導入されている制度をどうするか。

4. 納期の設定(いつまでに)関係

- ・ 納期はどのように設定すべきか。

5. その他

- ・ 切替年度における納税者の税負担について、どう考えるか。
- ・ 特別徴収義務者の給与システム等を改修しないといけないが、スケジュールやコストはどうか。(地方団体の個人住民税システムは、いわゆる「システム標準化」の対象)
- ・ 個人住民税の地方税としての存在意義をどう考えるか(所得税の附加税のような位置づけとならないか)。

3. 検討スケジュール

令和5年度個人住民税検討会の検討スケジュール（予定）

第1回（6月2日）

- ①個人住民税の現年課税化（検討の方向性、論点の提示）

第2回（7月14日）

- ①個人住民税の現年課税化（委員からの意見、検討案などの整理①）
- ②委員からの発表
- ③その他

第3回（8月28日）

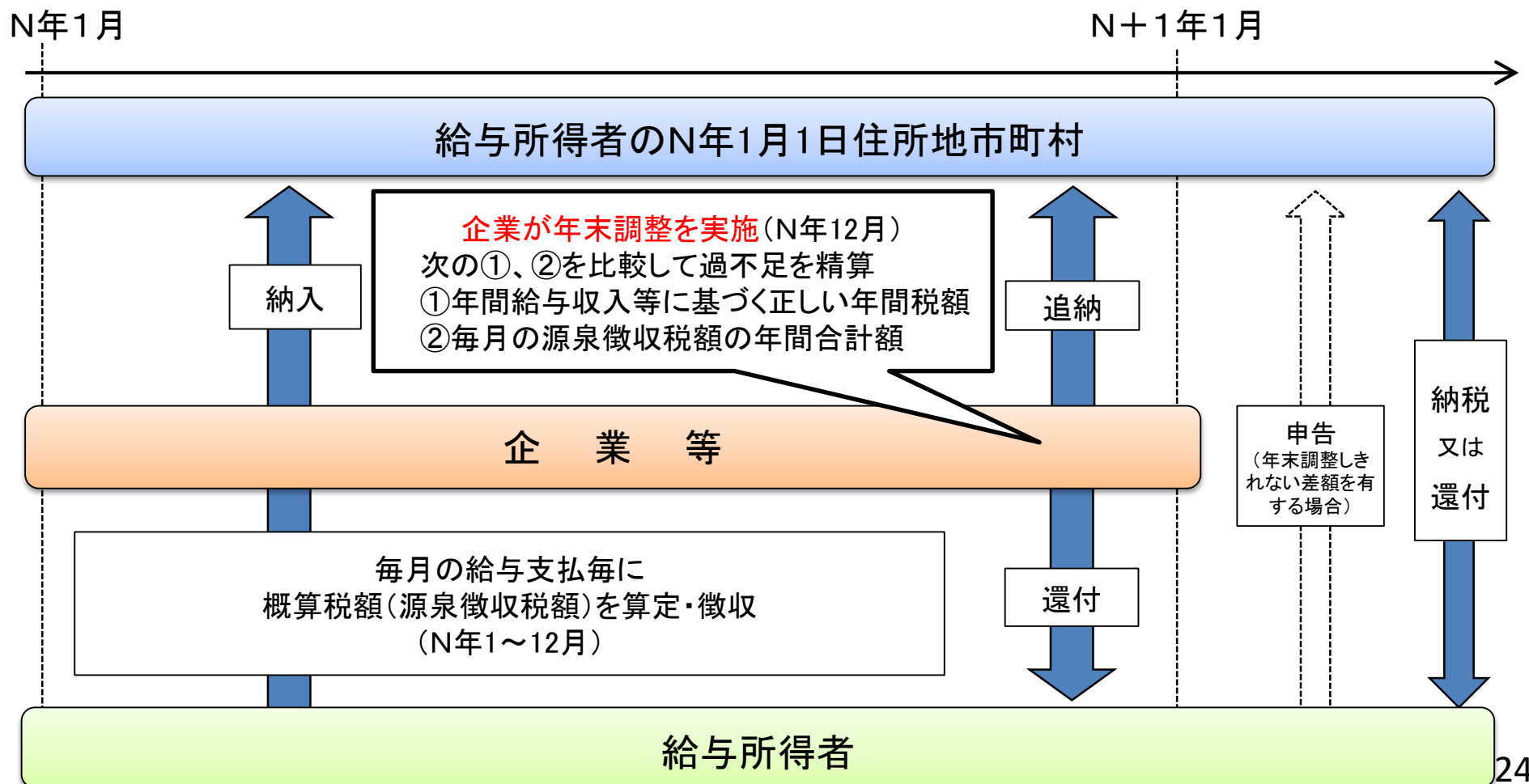
- ①個人住民税の現年課税化（委員からの意見、検討案などの整理②）
- ②その他

參考資料

従来の検討案①

所得税方式(案)(給与所得者の場合)

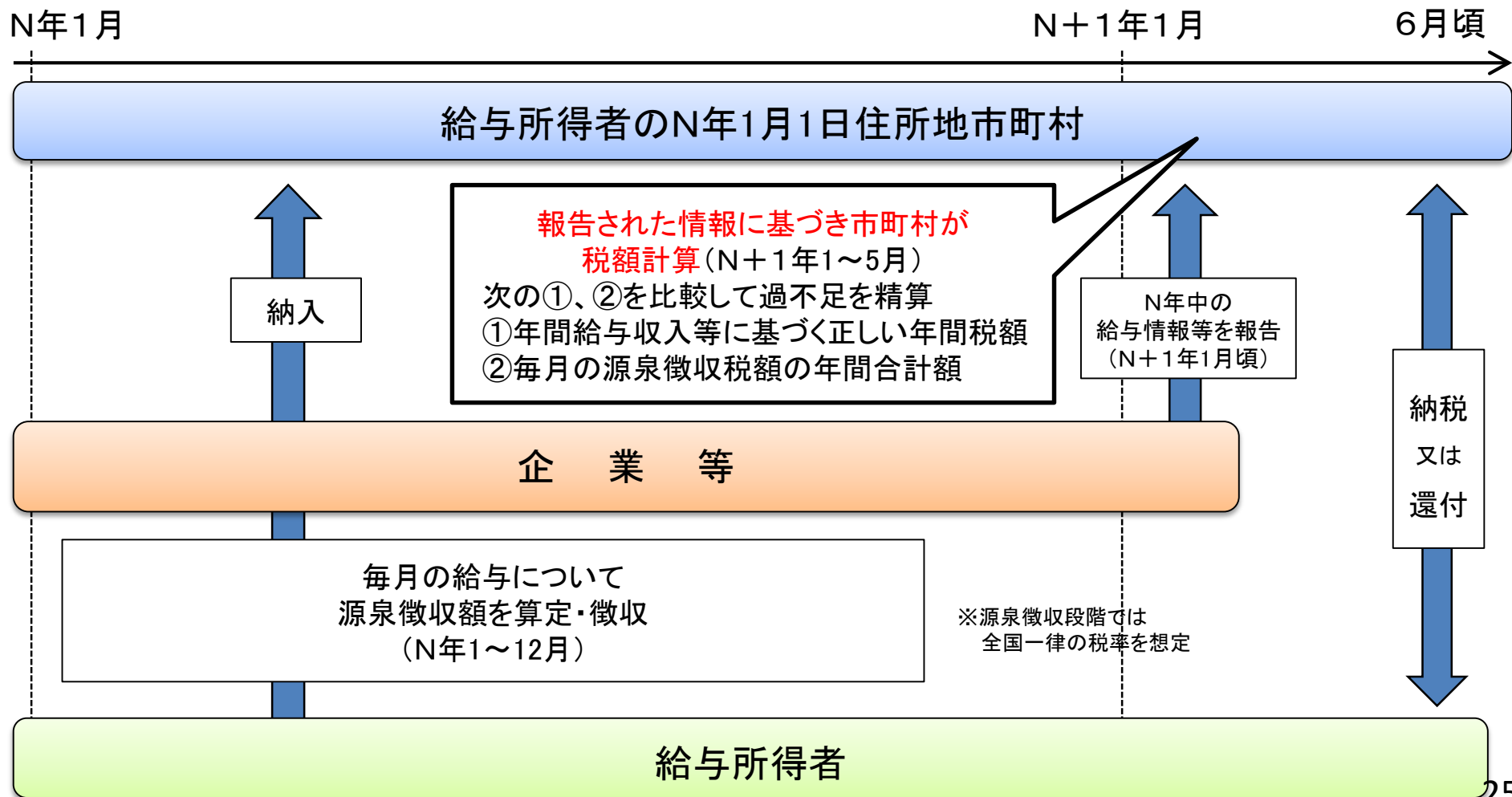
- **所得税と同様の源泉徴収制度**を個人住民税にも導入する。
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。
- **年末調整の段階で、税率等の地方団体毎の独自事項及び人的控除を反映。**



従来の検討案②

市町村精算方式(案)(給与所得者の場合)

- 所得税と同様の源泉徴収制度を導入するが、**給報情報等に基づき、市町村が最終的な税額決定・精算。**
- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。
- 企業等において年末調整を行う**所得税方式と比較して、相対的に企業等の負担が小さい。**



所得情報(税情報)を活用している社会保障制度等(各府省に対する調査結果)

未定稿

○ 社会保障制度等には収入等に応じて負担や給付水準が変化するものがあり、その判断基準として、総所得金額等の所得情報を用いているものがある。

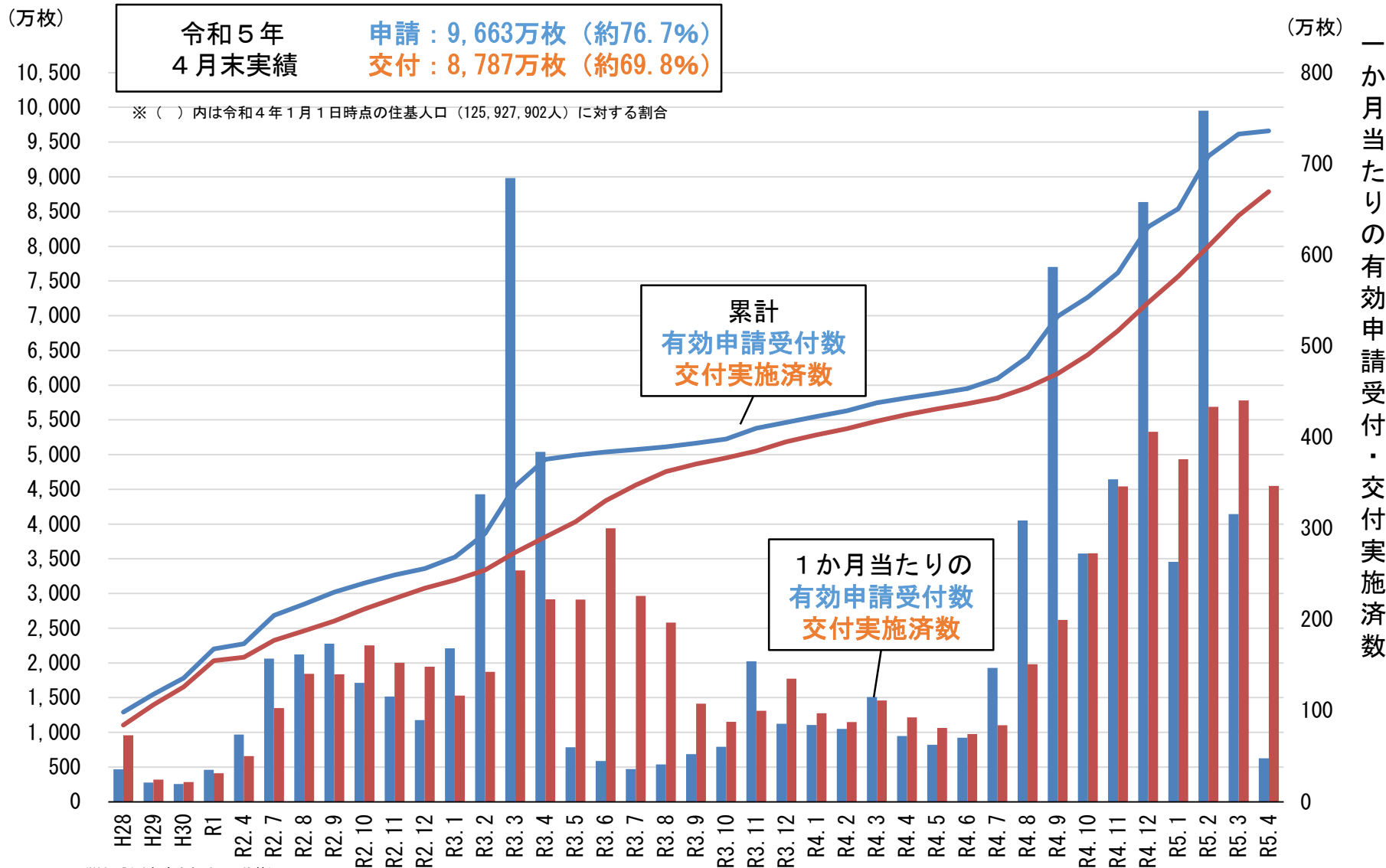
(令和2年8月時点)

関連制度 (予)=予算事業	住民税	所得税	基準	関連制度 (予)=予算事業	住民税	所得税	基準
児童手当(受給資格に係る所得制限)	○		①⑥	高等学校等修学支援事業費補助金(受給資格に係る所得制限)(予)	○		④⑤
母子家庭等自立支援給付金(受給資格に係る所得制限)	○		①⑥	私立中学校等修学支援実証事業(受給資格に係る所得制限)(予)	○		④
児童扶養手当(手当額に係る所得制限)	○		①	高校生等奨学給付金(受給資格に係る所得制限)(予)	○		⑤
特別児童扶養手当等(支給に係る所得制限)	○		①	専門学校生への経済的支援(受給資格に係る所得制限)(予)	○		⑤
ひとり親家庭等日常生活支援事業(自己負担額)	○		①⑥	児童入所施設措置費等国庫負担金(自己負担額)	○	○	⑤⑥⑦
各種医療保険制度(高額療養費等に係る自己負担限度額)	○		①②⑥	未熟児養育医療費等国庫負担金(自己負担額)	○	○	⑤⑥⑦
指定難病等の医療費助成等(医療費等に係る自己負担限度額)	○	○	①④⑥⑦	養護老人ホームの入所措置費用(扶養義務者の負担額)	○	○	⑤⑥⑦
介護保険(保険料・自己負担額・自己負担割合)	○	○	①③⑥⑧	養護老人ホームの入所要件(入所要件の判定)	○		⑤
国民年金(保険料・支給に係る所得制限)	○		①	社会福祉法人等による利用者負担軽減制度(負担軽減の要件)	○		⑥
障害者自立支援制度(障害福祉サービス等に係る自己負担限度額)	○		①④⑥	独立行政法人自動車事故対策機構による生活資金の貸付け(貸付け対象者の範囲)	○	○	⑤⑥⑦
特別支援教育就学奨励費(自己負担額)	○		①	拉致被害者等給付金(支給期限の延長要件)	○		⑥
私立大学等経常費補助(自己負担額)		○	①	日本放送協会放送受信料(免除要件)	○		⑥
公営住宅等(入居者資格・家賃の減額に係る所得制限等)		○	①	生活困窮者自立支援(受給資格等に係る所得制限)	○		⑥
住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(家賃の減額に係る所得制限等)		○	①	特許料金等の減免措置(減免の要件)	○	○	⑥⑦
国民健康保険(所得割算定・均等割軽減・自己負担割合)	○		①②③	原爆被爆者の訪問介護利用料助成(受給資格に係る所得制限)(予)		○	⑦
後期高齢者医療制度(所得割算定・均等割軽減・自己負担割合)	○		①②③	就職促進手当(受給資格に係る所得制限)		○	⑦
恩給(支給額)		○	③	中高齢失業者等求職手帳(受給資格に係る所得制限)		○	⑦
国会議員互助年金(支給額)		○	③	老齢年金生活者支援給付金(受給資格に係る所得制限)	○		⑧
すまい給付金(給付額)(予)	○		④	若年定年退職者給付金(給付額)		○	⑧
子ども・子育て支援制度(保育料)	○		④⑤	義務教育段階の就学援助制度(受給資格に係る所得制限)	○	○	⑧
肝炎医療費(医療費及び定期検査費用に係る自己負担限度額)(予)	○		④⑥	給付型奨学金(受給資格に係る所得制限)	○		⑧
感染症法に基づく勧告又は措置による入院医療費(自己負担額)	○		④	貸与型奨学金(所得連動返還方式)(奨学金返還に係る割賦月額の算出)	○		⑧
精神障害者の措置入院に係る入院医療費(自己負担額)	○		④				
高等学校等就学支援金制度(受給資格に係る所得制限)	○		④⑤				

- ① 総所得金額等・合計所得金額 ② 基礎控除後の総所得金額等 ③ 課税総所得金額等 ④ 個人住民税所得割額
 ⑤ 個人住民税所得割非課税 ⑥ 個人住民税均等割非課税 ⑦ 所得税額 ⑧ その他

マイナンバーカードの申請・交付状況

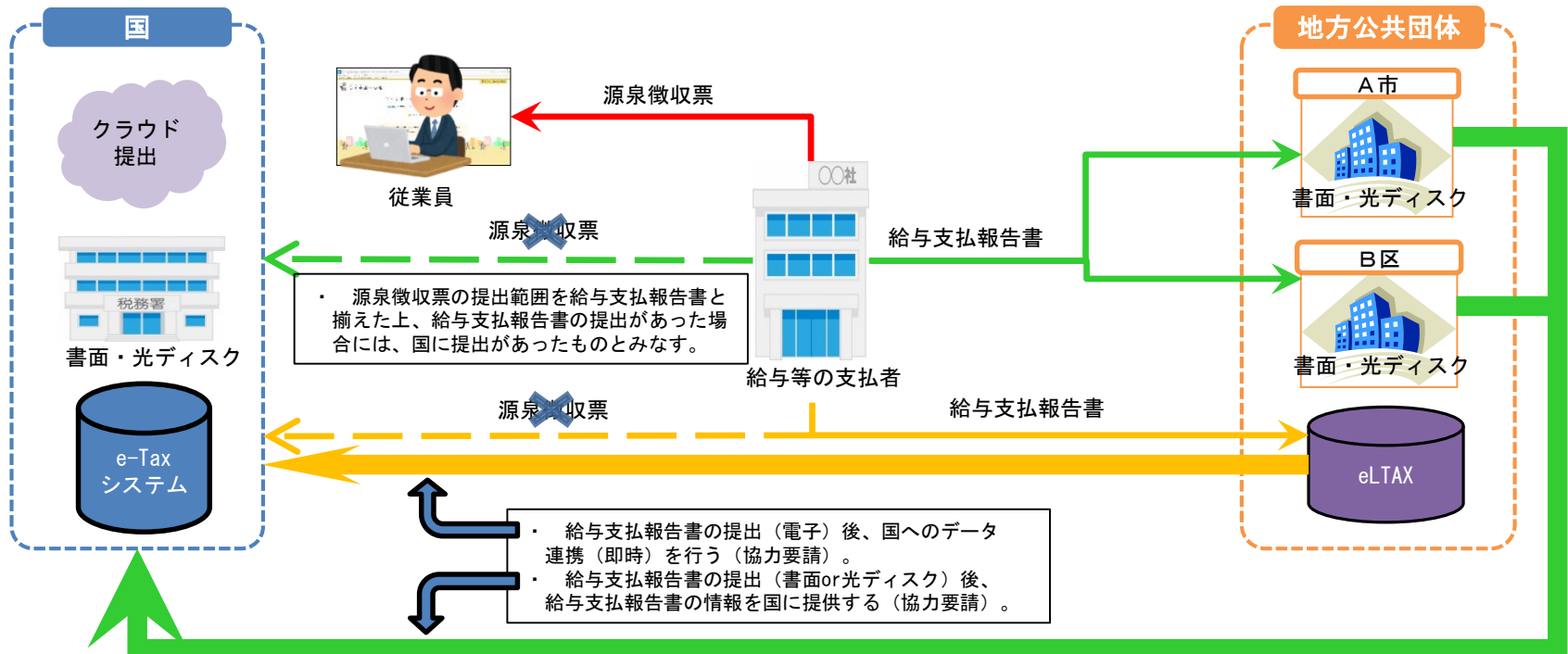
○ マイナンバーカードの申請・交付状況については、下記のとおり。



(H28～R1は年度当たりの平均値)

源泉徴収票の提出方法等の見直し【令和5年度税制改正】

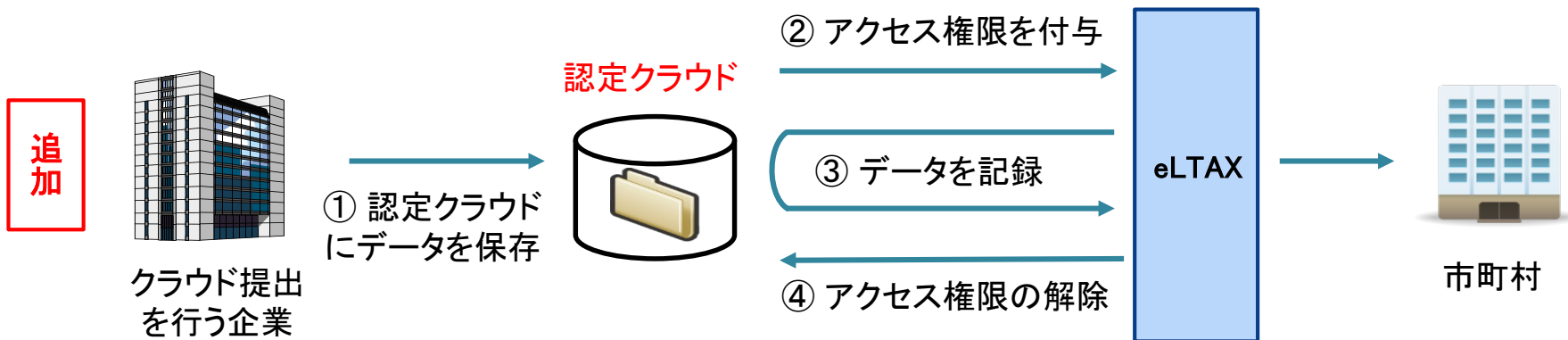
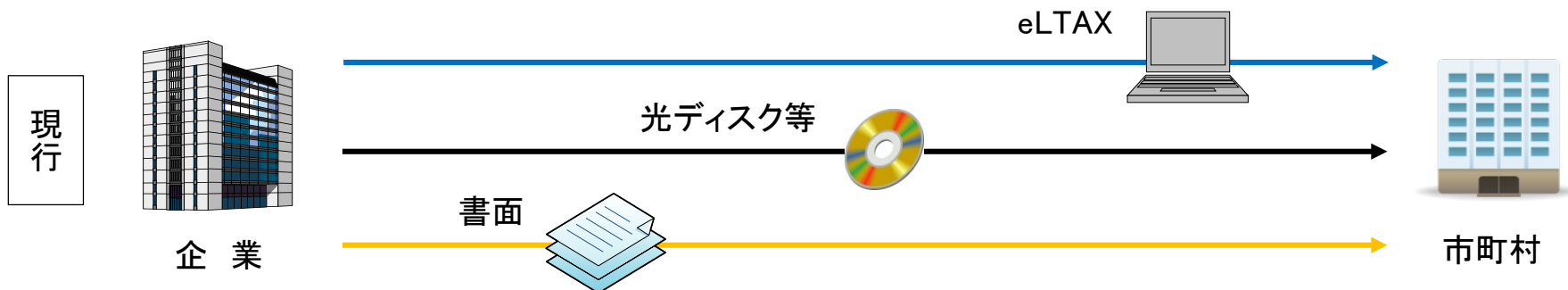
- 給与等の支払者は次の書類をそれぞれ次の者に提出しなければならないこととされている。
 - ① 給与所得の源泉徴収票：国（具体的には、給与等の支払者を所轄する税務署）及び従業員
 - ② 給与支払報告書：従業員の居住地の地方公共団体
- 給与所得の源泉徴収票の提出範囲を給与支払報告書に揃えて拡大した上で、地方公共団体に給与支払報告書の提出があった場合には、その従業員については、国への給与所得の源泉徴収票の提出があったものとみなすこととし、地方公共団体は、提出された給与支払報告書データ（書面又は光ディスクに係るもの）を、国へデータ連携する（協力要請）。（eLTAX提出分は国税へ即時連携を行う。）
 - ※ 公的年金等についても同様とする。
 - ※ 上記の見直しは、令和9年1月1日以後に提出すべき給与所得及び公的年金等の源泉徴収票について適用する。



クラウド等を利用した給与支払報告書等の提出方法の整備【令和5年度税制改正】

- 企業が市町村に対して提出する給与支払報告書等について、これまでの提出方法（eLTAX、光ディスク等、書面）に加え、クラウドサービス等を利用して提出できることとする。

※ 令和5年4月1日施行（eLTAXのシステム面も含めた実務的な準備が整い次第、対応）。



※ 実務的な準備が整い次第、対応する。

個人住民税の非課税限度額について

- 個人住民税の非課税限度額制度は、できるだけ多くの住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の「地域社会の会費」的性格を踏まえつつも、低所得者層の負担を考慮し、生活保護基準額程度の所得の方(※)をできるだけ非課税としようとする制度(均等割:昭和51年度創設、所得割:昭和56年度創設)
- 非課税限度額の基準は、均等割については前年の生活扶助基準額を、所得割については前年の生活保護基準額(生活扶助基準額+住宅扶助+教育扶助)を勘案して設定

<非課税限度額の基準>

均等割	所得金額	≤	<table border="1"><tr><td>基本額</td></tr><tr><td>35万円</td></tr></table>	基本額	35万円	× 世帯人員数	+	<table border="1"><tr><td>令和3年度以降</td></tr><tr><td>10万円</td></tr></table>	令和3年度以降	10万円	+	<table border="1"><tr><td>加算額</td></tr><tr><td>21万円</td></tr></table>	加算額	21万円
基本額														
35万円														
令和3年度以降														
10万円														
加算額														
21万円														
所得割	所得金額	≤	<table border="1"><tr><td>35万円</td></tr></table>	35万円	× 世帯人員数	+	<table border="1"><tr><td>10万円</td></tr></table>	10万円	+	<table border="1"><tr><td>32万円</td></tr></table>	32万円			
35万円														
10万円														
32万円														

(注1) 所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額

(注2) 世帯人員数は、本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数

(注3) 加算額は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算

(注4) 均等割の非課税限度額は、基本額及び加算額に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定

(注5) 所得割の非課税限度額を上回り、所得割が課される者については、「総所得金額-所得割税額」が非課税限度額判定基準を下回らないように調整

(注6) 平成30年度税制改正における給与所得控除等から基礎控除への振替(10万円)に伴い、非課税限度額の基準額に10万円を加算

(令和3年度分個人住民税から適用)